

# 島田市立島田第一小学校 いじめ防止基本方針 (R8)

## 基本方針

- いじめ防止対策推進法のいじめの定義に基づき、児童間で心身の苦痛を訴える事実をいじめと捉え「いじめはどの子供にも、どこでも、いつでも起こりうる」という視点を持ち、未然防止と早期発見、早期対応する体制づくりと指導を行う。
- 「自ら学び、愉しむ子」を研修目標に、子供が自ら愉しみつつ、自己調整しながら、主体的に学ぶ授業をめざす。
- 「思いやりの心で、正しい行動ができる子」を目標に、思いやりの心で、自律しつつ集団の中で共生できるように支援する。
- 地域社会、家庭、関係機関との連絡を密にし、チーム学校として連携していじめ問題の克服に努める。

### 【保護者・地域との連携】

- 積極的な情報発信、情報交換に努める。
  - ・学校だより「わかあゆ」等での周知。協力依頼。(SC、巡回相談事業、教育相談の日程。規範意識。人権)
  - ・家庭連絡、保護者面談、ケータイスマホ、ICTの使い方
- 道徳、特別活動、学校行事の公開
- ICTを活用した保護者との情報共有

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 日頃から児童についての情報交換を密にする。
  - ・学年会、ほかほかタイム、打ち合わせ、児童を語る会等
- 資質能力向上、共通理解を図る校内生徒指導研修会
  - ・子供の情報、いじめ防止対策、組織的対応、解決の指導手順。
- 学校生活アンケート結果(数値)を考察(C)し、基本方針を修正(A)していく。PDCAサイクル。

### 【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等、専門家との情報交換と、必要な協力要請。
- 幼稚園、保育園、中学校との連絡、連携
  - ・園から新入生についての情報を得る。
  - ・中学校区合同研修での情報交換。

## いじめ対策委員会 相談、通報、解決の窓口となる

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、当該学年担任及び主任、(必要に応じ 養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA 役員、スクールサポーター、地域代表等) 週一回の教務会をいじめ対策委員会報告と位置付け、その他随時ケース会議等を実施する。

## 全教職員(保護者) \*いじめについての相談

### 【未然防止】

- いじめが起きにくい人間関係作り
  - ・何でも言える温かな学級、共に学び合う学習集団(支持的風土、規律と秩序づくり)
  - ・思いやりの心で「ルール」を守る指導
  - ・人権感覚を磨く(SST SELの実施)
- 自己有用感、自己肯定感を育む
  - ・人の役に立つ喜びを感じられる体験活動、特別活動の推進。
  - ・考え、議論し、自分を見つめる道徳授業
  - ・教師による見取りと具体的な価値付け。
- 子供自ら考える場や機会の設定
  - ・アドラー心理学をベースにした【勇気づけ】と、自己肯定感を高める取り組み。

### 【早期発見】

- サインをキャッチする。
  - ・児童との信頼関係の構築に努め、変化や危険信号を見逃さない。アンテナを高く保つ。
  - ・「ほかほかタイム」の活動を通して、「気づく力」「伝える力」を育てる。
- いじめを訴えやすい環境の整備
  - ・定期的ないじめについてのアンケート調査の実施。長期休業前後に問題をつかみ即対応。(5月末、7月末、10月、12月、2月末)
  - ・保護者からの連絡を確実に共有する。
  - ・相談室、保健室、SC、SSWの積極的活用
  - ・担任への連絡、学校への電話や面談の活用など、全てを相談窓口として開放。

### 【早期対応】

- 事実の正確な把握と組織での対応。(報連相)
  - ・いじめ防止対策推進法に則り、校内いじめ対策委員会による迅速な方針決定とケース会議の実施。職員の役割分担の決定と早期対応。
  - ・客観的な事実関係の速やかな調査(いつ頃、誰、どんな、背景事情、人間関係、学校や教員の対応等)→一報メモの活用
- 加害者、被害者の両保護者と、いじめ事案に係る情報の共有を図る。
- 学校で把握したいじめの市教委への報告。

### 【継続支援・重大事態への対応】

- 重大事態発生に対処する校内組織の設置。市教委との連携。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめの行為を市教委報告。→警察署への通報。
- 当該の子供への懲戒(学校教育法第11条)
- 市の基本方針に従い、解決の手順を共通化する。
  - ①徹底的な真実の追求②双方の保護者への説明③被害児童を守り支援④加害児童への厳しい指導⑤謝罪の会を開く